

介護保険住宅改修 よくある質問

令和7年2月

浅口市健康福祉部高齢者支援課

【項 目】

- A : 住宅改修全般について
- B : 手すりの取付
- C : 段差の解消
- D : 滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更
- E : 引き戸等への扉の取替え
- F : 洋式便器等への便器の取替え

	質 問	回 答
A【住宅改修全般について】		
A-1	家族が大工を営んでおり、改修工事を発注した場合、工賃は給付の対象となるか。	自らの住宅改修のために材料を購入し、本人または家族が改修を行う場合については、材料の購入費のみが支給対象となり、工賃は対象とならない。
A-2	要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。	住民票上の住所地が対象となるので、子の住宅に住民票を移していれば支給可能。 住民票を移していない場合は、対象外となる。
A-3	家を新築するにあたり、廊下などに手すりを設置したいが、手すりの部分を住宅改修の対象となるか。	対象外。新築は一切対象とならない。
A-4	同住所地で家の建て替えを行った場合、転居によるリセットの対象となるか。	同住所地での建て替えは、住所異動を伴わないため転居リセットの対象とならない。
A-5	要介護認定申請をしていて、まだ結果が出ていないが、工事はできるか。	事前申請から着工までは可能。通常の申請と同様の審査期間を設け、着工許可は口頭での連絡を行い、認定後、事前承認通知書を発送する。 認定結果が非該当になった場合は、給付対象外となる。
A-6	現在入院(入所)中で、退院(退所)にあわせて住宅改修を行いたい、給付の対象となるか。	<u>退院(退所)日が確定していれば、事前申請から着工までは可能。事後申請は退院(退所)後に行い、実際の退院(退所)日を申請書の余白等に記載すること。</u> 退院(退所)日が確認できない場合、支給できない。 <u>退院(退所)できなかった場合には給付対象とならないため、注意すること。</u>
A-7	施設入所している被保険者が一時的に自宅に戻るときのために、住宅改修を行いたい。対象となるか。	生活拠点施設にあるため、対象とならない。
A-8	住宅改修の際に不要となった畳や便器、扉等の撤去・処分費用は給付対象となるか。	工事を行う際に付帯する行為である場合、対象となる。
A-9	改修工事が終了する前に、利用者が死亡してしまった場合はどうなるのか。	死亡した時点で工事が完了している部分までの経費が支給対象となる。また、工事完了前に被保険者が入院になった場合は、速やかに高齢者支援課に連絡すること。

A-10	事前申請後、工事内容が変更になった場合にはどのように対応すればよいか。	工事内容に変更がある場合は、原則、高齢者支援課へ連絡すること。 高齢者支援課へ連絡後、事後申請時に見積書、図面の修正、工事前後の写真を添付する。写真の横に追加・変更となった理由を記載すること。 追加工事の場合は、再度事前申請が必要となる。 工事の一部が不要となった場合は、事後申請時にその工事費用を差し引いた工事費内訳書と差し引いた金額の領収書を添付する。
A-11	同居の要介護者が複数人いる場合、同時に住宅改修することはできるか。	同一工事の費用を分けて請求することはできない。 それぞれの要介護者の状況に合わせて、別々の工事の費用をそれぞれ請求することは可能。
A-12	家全体もしくは大部分のリフォームや増改築と同時に手すり設置や段差解消等の住宅改修をした場合、対象となるか。	原則として新築同様対象とならない。 しかし、工事内容によっては対象となる場合もあるため、高齢者支援課へ相談すること。
A-13	令和4年4月1日から石綿（アスベスト）の有無の事前調査結果の報告が施工業者の義務となっているが、石綿の事前調査工事の費用は給付対象となるか。	介護保険の給付対象とはならないため、利用者の自己負担となる。
A-14	支給申請に時効はあるか。	領収日の翌日から2年が時効となる。
A-15	賃貸アパートや購入したマンションの廊下や階段、エントランスなどの共用部分における住宅改修は対象となるか。	原則、居室内のみが対象となる。共用部分は大家や管理者が対応すること。 ただし、被保険者の生活実態や身体状況により必要とされる特別の事情がある場合には対象とすることもできる。 その場合、賃貸では大家の承諾書を、分譲住宅では管理規定に基づく供用者の承諾書が必要となる。
A-16	玄関以外の場所(勝手口、縁側、掃き出し窓等)への工事は対象となるか。	外出、ごみ捨て、洗濯干し等の日常生活上の理由で出入りしている場合は対象となる。 <u>理由書に日常生活の動線として当該場所を利用している旨を記入すること。</u> 日課や趣味のために出入りする場合は対象外。
A-17	インボイス制度の導入により、領収書に登録番号や税率ごとに区分した消費税額または適用税率の記載は必要か。	消費税の課税事業者か非課税事業者であるかは、介護保険住宅改修申請の添付書類として審査する部分ではないため、不要。
B【手すりの取付】		
B-1	手すりを玄関の上がり口に取付ける際、下駄箱に取付けるのは対象となるか。	対象とならない。下駄箱やたんす、襖など動かすことが出来るようなものは住宅の一部とはみなさない。 なお、住宅と一体となっている下駄箱等は対象となる。

B-2	既存の手すりを取り外し、新たな手すりを付けた場合は対象となるか。	老朽化や破損による交換の場合は対象とならない。 ただし、被保険者の身体状況に合わせるために高さや長さ、素材等を変更する場合は対象となる。 <u>その理由を理由書に記載すること。取り付け位置のみの変更も対象となる。</u>
B-3	トイレの手すりとして、ペーパーホルダーと一体となったものは対象となるか。	手すり部分のみ対象となる。
B-4	着脱式、跳ね上げ式の手すりは対象となるか。	<u>着脱式手すり</u> （固定されたブラケットに手すりを乗せるもの）は手すり自体が固定されていないため原則対象外となる。 <u>跳ね上げ式手すりは対象となるが、跳ね上げ式とする理由を理由書に記載し、工事後の写真では跳ね上げされている写真を追加添付すること。</u>
B-5	浴室内シャワーフック兼用手すりは対象となるか。	シャワーフック部分と手すり部分の金額が明確に分割できる場合にのみ、手すり部分のみが対象となる。 スライド式シャワーフックを手すりとして代用するものは対象外。
B-6	屋外の通路に手すりを設置したいが、対象となるか。	同一敷地内で、要介護者本人の生活動線である場合、対象。ただし、他の安全経路をよく検討すること。 公道への設置は不可。
B-7	園芸が趣味のため花壇周辺の段差解消と手すりの設置をしたいが、対象となるか。	趣味のための改修は対象とならない。 住宅改修は日常生活動作（排泄、入浴、外出等）を助けるためのものであるため、 <u>趣味や仕事、いきがいのための改修は対象とならない。</u>
B-8	2階へつながる階段に手すりを設置したいが、対象となるか。	2階に寝室や洗濯干し場があるなど、要介護者本人が日常生活上階段を使用する必要がある場合、対象となる。 理由書に被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の利用状況等を総合的に勘案し、 <u>該当箇所に手すりが必要な理由を記載すること。</u> また、 <u>図面は1階、2階両方について作成し、2階の目的地(寝室等と表記)を記入すること。</u>
C【段差の解消】		
C-1	既存のスロープが木製で、老朽化による腐食で危険なため、コンクリート製の新しいものに改修する工事は対象となるか。	老朽化・経年劣化によるものは一切対象にならない。
C-2	庭が砂利等で段差があり、歩行が困難なため、庭全体をコンクリートにするのは対象か。	庭全体は対象とならない。 被保険者が通る部分だけが対象となる。 車椅子利用の場合に多少ゆとりをとるのは構わないが、車椅子の通れる最小限の幅のみ（概ね100cm以内）が対象となる。

C-3	レンタルで昇降機を利用する際、取付部に段差があるので、昇降機を取付けるために段差を解消するのは対象となるか。	対象とならない。昇降機等の福祉用具を設置するための改修は認められない。
C-4	転倒防止のための柵という目的で、手すりを設置するのは対象となるか。	柵、という目的で設置するのは対象外である。 なお、段差解消工事（スロープ）に伴う転落防止柵設置は付帯工事として認められるが、柵単独での設置は保険給付対象外である。
C-5	浴室の段差を解消するためにユニットバスへと改修した場合、給付の対象となるか。	その目的を果たす部分のみの価格を算出できる場合に限り対象となる。 例えば、脱衣所と浴室の段差解消の場合、壁六面の面積を、浴槽を除く床面の面積で按分する方法や、メーカーが作成した按分表による費用按分などが考えられる。
C-6	ユニットバスからユニットバスへの改修は可能か。	状況により不可能ではないが、内容を確認する必要があるため事前に相談を行うこと。 なお、老朽化による改修は対象外である。
C-7	階段と階段の段差を小さくする工事は対象となるか。	支給対象となる。

D【滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更】

D-1	滑りの防止を図るため、階段にノンスリップを付ける場合は給付の対象となるか。	床材の変更として支給対象となる。
D-2	階段に転倒防止のためのゴム製の滑り止めを貼り付けた場合、給付対象となるか。	床材の変更として対象となる。
D-3	介護用ベッドを置くために床を畳からフローリングにする補強がしたいが対象となるか。	対象外。床の補強は対象項目ではない。 また、転倒防止のためベッドが設置された寝室等を改修する場合、ベッドの設置部分は歩行しない為対象外となる（家具も同様）
D-4	畳からフローリングへの床材変更に併せて断熱材を入れたいが対象となるか。	対象外。

E【引き戸等への扉の取替え】

E-1	浴室の扉にガラスがはめこんであり、転倒時に危険なため、ガラスをアクリル板に変更する場合は支給の対象となるか。	扉全体ではなく、ガラス部分のみの交換は対象外となる。 ガラスでは重く、扉の開閉が困難なので、アクリル板の素材のものに変更し、開閉しやすくするという理由であれば給付対象となる。
E-2	開き戸の扉の向き（開く方向）を内開きから外開きに変更する工事は対象となるか。	対象となる。 なお、既存の扉を新たな扉へ取替える場合は、扉の費用は対象外（自費）。
E-3	車いす利用のため扉の撤去及び周りの壁を撤去し通路を広げたいが対象となるか。	扉の撤去のみ対象となる。 ただし、壁の撤去は必要最低限のみ対象となる。

E-4	廊下から奥まったところにあるトイレのドアを開き戸から引き戸へ変更したいがスペースが無いため変更できない。 扉の位置を廊下側へ動かすことで引き戸へとすることができるが対象となるか。	アコーディオンカーテンや折り戸などの比較的低費用で解消する方法を考えたうえで引き戸が適切である場合には、対象とする。その検討内容については理由書へ記載する。 なお、扉の位置変更に伴うトイレ内の壁紙や床材の変更等の改装は原則として対象外。
E-5	寝室からトイレまでの最短経路にある壁を抜いて、扉をつけたいが対象となるか。	扉の新設に当たるため、対象外。
F【洋式便器等への便器の取替え】		
F-1	トイレ全体の改修を行う場合、どこまでが対象になるか。	基本的には、 <u>便器全体とタンク、床、手すり、扉、壁（床の改修に伴う最低限）が対象。</u> 水洗から水洗への改修の場合は給排水管工事も含む。（非水洗から水洗は対象外） <u>天井や電気工事、リモコン、紙巻機、換気扇、壁（断熱材を含む）全体の工事等は対象外。</u>
F-2	既存の洋式便器に、ウォシュレットや自動洗浄機能のみ取付けるのは対象となるか。	対象外。 付加機能を目的とした改修は一切対象とならない。
F-3	スワレットは住宅改修と福祉用具購入のどちらの取り扱いとなるか。	便座の底上げ部材であるため腰掛便座としての取り扱いとなり、福祉用具購入の対象となる。なお、取り付け費用や水回りの工事費、部材に取り付ける便座は自費となる。
F-4	現在のトイレが狭いので、壁を壊して拡張する工事は対象となるか。	対象外。介護保険の住宅改修の項目に部屋の拡張を目的とするものは含まれていない。
F-5	既存の和式便器に腰掛便座をかぶせたものから洋式便器への改修は対象となるか。	対象となるが、理由書に腰掛便座では対応できない理由、改修することによって改善する理由を記載すること。座面の高さが変わらないなど、現状と環境が変わらない場合には対象とならない。 また、 <u>不必要に多機能で高価な便器を設置するのは、本人の費用負担を抑えること、また適正な介護給付の観点から慎むこと。</u>
F-6	古くなった既存の洋式便器から新しい洋式便器への交換は対象となるか。	老朽化（老朽化に起因する破損）による交換は一切対象にならない。
F-7	リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替えとして住宅改修の支給対象となるか。 ① 洋式便器をかさ上げする工事 ② 便座の高さが高い洋式便器に取り換える場合	①は支給対象。 ②は座面を当該高齢者に適した高さにするという理由であれば支給対象となる。理由書に現在の座面の高さや適切な座面の高さ、改修後の座面の高さについて具体的な数値を用いて記載すること。

F-8	それぞれ個室となっている男性用小便器と和式便器があるが、一つにまとめたい。どちらも撤去し、壁も撤去し一つの部屋にして洋式便器を設置する工事は対象となるか。	原則として、和式便器撤去費用と洋式便器代と設置に伴う工事費（F-1 参考）のみ対象となる。 男性用小便器や壁の撤去費用など、和式便器設置トイレ部分以外の費用は対象外。
-----	---	--

- 不明な点、不安な点がある場合には必ず高齢者支援課へご連絡ください。